

入札説明書

宮崎県が行う物品の買入れ等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、令和元年12月16日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和元年12月16日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品 院内文書管理システム 一式
- (2) 納入期限 令和2年3月31日
- (3) 納入場所 県立宮崎病院

ただし、納入場所については経営管理課の指示に従うこと。

3 購入物品の仕様等

別添仕様書のとおり。

4 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、次に掲げる要件のいずれかのものであること。
 - ア 物品に関する業種で、営業種目が文具・事務機類
 - イ サービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- (5) (2)及び(3)に掲げる入札参加資格を判断するために必要な書類として、①、②及び③に掲げるものを、令和元年12月20日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）に別紙様式1とあわせて下記5の者へ提出すること。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じること。
 - ① 入札機器のカタログ及び技術仕様書は、別冊の仕様書に示す要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。
 - ② 入札機器の定価証明書

③ 保守、点検、修理その他アフターサービスの迅速な提供体制を証明する書類

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橘通東1丁目9番10号 電話番号 0985(26)7629

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橘通東1丁目9番10号
- (2) 期間 令和元年12月16日から同年12月25日まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

- ア 提出期限 令和元年12月23日(月) 午後5時
- イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

E-Mailアドレス : keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札

入札に参加する者は、別紙様式2による入札書(以下「入札書」という。)を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- (2) 提出期限 令和元年12月25日(水) 午後5時(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札金額は、物品の購入に要する一切の諸経費を含めた額とする。
- (5) 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「12月26日開封《院内文書管理システム一式の調達》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には「12月26日開封《院内文

書管理システム一式の調達》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者は、入札書を提出するときは、入札保証金に関する書類等を合わせて提出しなければならない。
- (10) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

9 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (2) 開札の場所及び日時
場所 宮崎県庁3号館 5階 352号会議室
日時 令和元年12月26日(木) 午前9時
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時にこれを行う。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。
(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。
(イ) 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。
(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
(イ) 過去二箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 申請書の作成、契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 設置等の費用については、納入者の費用負担とする。
- (4) 物品の梱包材等については、物品の設置完了後、発注者の指示に従い納入者の費用負担において納入者が処分を行うこと。